

基礎特訓「学校教育法」テスト

©2025sakurakosensei 転載・転売・流用禁止

【問題編】

問1

次の文は、「学校教育法」第31条の一部である。(A)・(B)にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特に(A)など(B)体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

(組み合わせ)

	A	B
1	企業訪問	職業
2	ボランティア活動	社会奉仕
3	レクリエーション	運動
4	NPO法人訪問	ボランティア
5	調理実習	食育

問2

次のうち、「学校教育法」の条文の一部として誤ったものを一つ選びなさい。

- 1 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。
- 2 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。
- 3 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。
- 4 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- 5 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

問3

次の文は、「学校教育法」第6条の一部である。(A)・(B)にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

学校においては、(A)を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における(B)については、これを徴収することができない。

(組み合わせ)

	A	B
1	授業料	教育
2	教育費	普通教育
3	教育費	義務教育
4	授業料	義務教育
5	教育費	教育

問4

次の文は、「学校教育法」の一部である。誤ったものを一つ選びなさい。

- 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 2 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 3 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 4 学校内外におけるレクリエーションを促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

問5

次の文は、「学校教育法」第16条の一部である。(A)・(B)にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ)は、次条に定めるところにより、子に(A)年の(B)を受けさせる義務を負う。

(組み合わせ)

	A	B
1	9	普通教育
2	9	義務教育
3	12	普通教育
4	12	義務教育
5	6	義務教育

問6

次の文は、「学校教育法」第19条の一部である。(A)・(B)にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

(A)によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、(B)は、必要な援助を与えなければならない。

(組み合わせ)

	A	B
1	疾病	市町村
2	疾病	都道府県
3	経済的理由	教育委員会
4	経済的理由	市町村
5	経済的理由	都道府県

【解答編】

問1 正答 2

「学校教育法」第31条。

小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特に（ A ボランティア活動 ）など（ B 社会奉仕 ）体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

問2 正答 2

- 1 ○ 「学校教育法」（以下「法律」）第19条。
- 2 × 条文は「教育基本法」第11条。
- 3 ○ 「法律」第24条。
- 4 ○ 「法律」第1条。
- 5 ○ 「法律」第12条。

問3 正答 4

「学校教育法」第6条。

学校においては、（ A 授業料 ）を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における（ B 義務教育 ）については、これを徴収することができない。

問4 正答 4

「学校教育法」第21条では、「義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」として、10号を規定している。

- 1 ○ 第一号。
- 2 ○ 第三号。
- 3 ○ 第四号。
- 4 × 第二号では、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。」
- 5 ○ 第十号。

問5 正答 1

「学校教育法」第16条。

保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ）は、次条に定めるところにより、子に（ **A 9年** ）年の（ **B 普通教育** ）を受けさせる義務を負う。

問6 正答 4

「学校教育法」第19条。

（ **A 経済的理由** ）によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、（ **B 市町村** ）は、必要な援助を与えなければならない。